(目的)

第 1 条 この要綱は、企業などに就労することが困難な在宅の身体障害、知的障害、精神障害のある者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者等(以下「障害者等」という。)を対象として、地域社会の一員として、社会参加への機会を与えるために小規模通所作業所を設置し、作業訓練を実施している団体に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助することによって、在宅障害者等福祉に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 この補助の対象となる団体は、企業などに就労することが困難な障害者等を対象と して、定期的に作業訓練を実施するため小規模通所作業所を設置運営している団体で、市 長が適当と認めたものとする。

(補助対象事業)

- 第3条 この補助の対象となる小規模通所作業所(以下「作業所」という。)の事業は、次の 各号のいずれをも満たすものでなければならない。
 - (1) 運営責任者及び運営委員会 この事業に熱意と理解を有するものが3人以上で構成する運営委員会を設置し、 このうち一人を運営責任者とすること
 - (2) 利用者及び利用人員

利用者は、満15歳以上の障害者等であって、利用人員は原則として市内在住者を 含む常時5人以上であること

(3) 事業実施日数

事業は概ね週5日以上実施するものであること

(4) 設備

設備は利用者の保健・衛生及び安全の確保に十分留意したものであること

(5) 指導員

事業を行うにあたっては、障害者等に対して適切な作業訓練、指導を行う者を1 作業所につき1人以上配置していること

(6) 事業内容

事業内容は、障害者等の適性にあった作業・生活訓練を基本とし、集団生活への 適応等について指導するものであること

(7) 作業・生活訓練及び時間

作業・生活訓練の指導内容及び時間は、利用者にとって負担にならないよう十分 配慮したものであること

(8) 事業活動等により得た作業収入については、当該作業に必要な経費を控除した金額を工賃として作業に従事したものに支払わなければならないこと

(補助額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表に規定する額とする。ただし、予算の範囲内とする。 別表1 神戸市を除く県内に設置する小規模作業所を西宮市在住者が利用した場合 別表2 神戸市内又は県外に設置する小規模作業所を西宮市在住者が利用した場合

(補助金の交付申請)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「団体者」という。)は第1号に 掲げる申請書に第2号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 補助金等交付申請書
 - ア 運営費補助…運営費補助金交付申請書
 - (2) 添付書類
 - ア 障害者小規模通所作業所運営事業計画書
 - イ 利用者名簿
 - ウ 収支予算書抄本

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、交付申請があった場合関係書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うな ど内容について検討したうえ、速やかに補助の適否を決定し、代表者あて補助金交付決定 書により通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により通知を受けた代表者は、速やかに市長あて補助金の請求をするものとし、市長は請求があった場合には、6月、10月及び3月の年3回概算交付し、当該事業終了後精算するものとする。

(事業実績の報告)

- 第8条 補助金の交付を受けた代表者は、事業終了後1か月以内に事業実績報告書等の次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 障害者小規模通所作業所運営事業実績報告書
 - (2) 利用者名簿(実績)
 - (3) 収支決算書抄本

(変更、中止、廃止の承認)

第 9 条 代表者は、補助金交付の決定後において、当該事業計画を変更、中止又は廃止しよ うとするときは、あらかじめ変更等承認申請書にその内容を記載した書類を添えて市長に 提出し、承認をうけなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第10条 市長は、代表者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しく

は一部を取り消すことができるとともに、補助金が既に交付されているときは、その返還を 命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(帳簿等の整備)

第11条 交付団体の代表者は当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備 え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しな ければならない。

(調査)

第12条 市長は必要があると認めたときは、代表者に対し、報告を求め、又は職員に調査を 行わせることができる。

(様式)

第13条 申請書その他書類の様式は別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成元年5月1日から実施し、平成元年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に補助金を受けていたものについて、従前の補助算定基準で 積算した額を下回るものにあっては、従前の補助算定基準で積算した額をもって補助金 額とする。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年8月1日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年1月18日から実施し、平成10年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施し、平成12年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成13年12月7日から実施し、平成13年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成14年5月10日から実施し、平成14年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月21日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。